

改正後の「類似商品・役務審査基準」の導入方法について

平成 22 年 3 月
特 許 庁

1. 経緯

「類似商品・役務審査基準（以下、「類似基準」という。）」については、「商標制度の在り方について」（平成 18 年 2 月 産業構造審議会知的財産政策部会商標制度小委員会報告書）及び知的財産推進計画 2006～2009 において、経済の実態や取引の実情に合致したものとするために必要な見直しを行うよう要請されてきたところである。

第 20 回商標制度小委員会において提示した基本的な方向性（別紙 1 参照）のうち、了承された方向性（1）及び（2）に基づいて、具体的な、類似基準の改正案を提示すると共に、委員会においてご指摘いただいた導入方法に関する（3）についても、パブリックコメントを行った。（別紙 2 参照）

2. 改正後の類似基準の導入方法について

パブリックコメントにおける意見を踏まえて検討した結果、導入方法に関する基本的な方向性（3）を次のように修正し、改正後の類似基準の導入方法としたい。

新類似基準の導入にあたっては、新類似基準施行後、施行前の出願の審査が継続している場合は、出願人の予見可能性の確保の観点から、旧類似基準に沿って審査することとする。ただし、その審査の過程において、出願人から新類似基準に沿った取引の実情に関する主張及び立証があった場合は、新類似基準への変更事由も十分考慮し判断することとする。

【参考：パブリックコメントにおいて提出された意見】

類似基準の見直し案に関する意見は、13 の団体等から、148 の意見が提出されたところ、その内、導入方法に関する意見は、2 団体から 2 つの意見が提出されたのみであった。

（団体 A の意見）

提案の取扱いは、自己の出願の類否判断についての予見可能性確保等のための措置だと思われるが、商標法 4 条 1 項 11 号の類否判断は通常、査定時・審決時であることから、ダブルスタンダードになる危険性から不安を覚えるという意見も無い訳ではなく、メリット・デメリットを開示した上で広く意見を聴取し、なお一層の慎重な検討を行った後に決定願いたい。

(団体Bの意見)

「出願時」を基準とするのが妥当とする考え方と、「査定時」を基準とするのが妥当であるとの考え方とに分かれたが、類似基準の改正により、非類似となった商品・役務を「類似」と扱うことが妥当ではないという点については統一的な見解となっている。

3. 説明

商標法第4条第1項第11号の規定に該当するか否かの判断時期は査定時であるところ、審査の安定性や予見可能性の観点から、新類似基準施行前の出願の審査が施行後まで継続している場合は、旧類似基準に沿って審査することとする。

これは、出願人が、事前のサーチ等により審査の予見性をもって出願した案件について、自ら選択することのできない査定時期により、不測の事態に陥ることを回避するために提案したものであって、査定時点で出願時の予見内容に影響が生ずるであろう出願についての経過措置的な取扱いである。

したがって、新類似基準施行日後の出願については、従来どおり、全て査定時を基準として判断するものである。

パブリックコメントで提出された意見においては、導入方法について広く意見を聴取するようにとの指摘もあるが、第19回商標制度小委員会では了承され、実施された調査研究において、導入方法についてもそれぞれのメリット・デメリットを提示して広くアンケートを行っており、その結果においても導入方法に関する意見は半々に分かれていた。

今回の提案は、類似基準が商品・役務の類似関係を推定するものであって法的な効力を有するものではないことを考慮し、類似基準の必要性において最も重要視されている、審査の予見可能性を確保することを目的としている。

更に、類似基準が前述のように位置付けされていることから、今回、改正の対象となり、旧類似基準に基づく審査の判断があったとしても、これに対する出願人の主張等に加え新類似基準への変更事由も十分考慮することとすれば、懸念されているいわゆるダブルスタンダードへの不安も解消されるものとする。

4. 今後の進め方

今般、導入方法を含め、以下の基本的な方向性（１）ないし（３）を確定させる。

具体的な商品・役務の類似関係については、第20回商標制度小委員会において了承された（１）及び（２）の方向性にしたが、パブリックコメントの結果も踏まえて具体的な類似範囲を決定し、その後の作業をすすめる。

新類似基準は、国際分類第10版の発効に合わせて平成24年1月より施行する予定。

- (1) 複数の類に及ぶ類似関係については、特に、現在も類似関係にあるか詳細に見直しを図り、類似関係や取引実態が希薄なものと判断される場合は例示から削除する等により、複数の類に及ぶ類似関係の縮小を図る。
- (2) 類似基準の見直しによって、これまで登録できていたものが、他人の権利と類似することとなり登録できなくなるような見直しについては、企業のブランド戦略に支障が生じないよう、業界の意向や審判決の動向を踏まえ、必要最小限の範囲にとどめる。
- (3) 新類似基準の導入にあたっては、新類似基準施行後、施行前の出願の審査が継続している場合は、出願人の予見可能性の確保の観点から、旧類似基準に沿って審査することとする。ただし、その審査の過程において、出願人から新類似基準に沿った取引の実情に関する主張及び立証があった場合は、新類似基準への変更事由も十分考慮し判断することとする。

「類似商品・役務審査基準」の見直しについて

平成21年10月
特 許 庁

1. 経緯

「類似商品・役務審査基準（以下、「類似基準」という。）」については、「商標制度の在り方について」（平成18年2月 産業構造審議会知的財産政策部会商標制度小委員会報告書）及び知的財産推進計画2006～2009において、経済の実態や取引の実情に合致したものとするために必要な見直しを行うよう要請されてきたところである。

第19回商標制度小委員会において了承された「類似基準」の見直しに係るスケジュールの一環として、昨年度、調査研究を行い、基本的な見直しの方向性について報告を得ている。

2. 現状

現在、1. の調査研究によって報告された基本的な見直しの方向性に則して、類似基準の改正案を検討している。

なお、現時点における検討では、全体で約60以上の類似関係の変更が必要と考えられる。また、類似関係を変更した場合、登録商標に付されているデータも変更が必要なところ、これらと関連する登録商標が約70万件となり、データ整備が必要なこれらの指定商品・役務の数も約660万個と予想される。

今後、これらのデータ整備を行うには、相当の作業期間が必要と考えられる。

3. 今後の進め方

今般、以下の基本的な方向性についてご審議頂く。

小委員会における意見を踏まえ、基本的な方向性に則した類似基準の改正案を作成して、パブリックコメントを経て具体的類似範囲を決定し、スケジュールにしたがって、その後の作業を行うこととする。

- （1）複数の類に及ぶ類似関係については、特に、現在も類似関係にあるか詳細に見直しを図り、類似関係や取引実態が希薄なものと判断される場合は例示から削除する等により、複数の類に及ぶ類似関係の縮小を図る。
- （2）類似基準の見直しによって、これまで登録できていたものが、他人の権利と類似することとなり登録できなくなるような見直しについては、企業のブランド戦略に支障が生じないよう、業界の意向や審判決の動向を踏まえ、必要最小限の範囲にとどめる。
- （3）新類似基準の導入にあたっては、原則として出願日を基準に適用をしつつ、審査の過程において出願人から類似しないとの主張及び立証があった場合は、当該取引実情を参考にして類否判断を行う。

「類似商品・役務審査基準」の改正案に対する意見募集について

平成 21 年 10 月 27 日

【経緯と背景】

特許庁では、「類似商品・役務審査基準」（以下、「類似基準」という。）について、「商標制度の在り方について」（平成 18 年 2 月 産業構造審議会知的財産政策部会報告書）及び「知的財産推進計画 2006～2009」において、経済の実態や取引の実情に合致したものとするために必要な見直しを行うよう要請されたことを受けて、類似基準の見直しに係る検討を行ってまいりました。

今般、産業構造審議会知的財産政策部会第 20 回商標制度小委員会（平成 21 年 10 月 5 日開催）において、類似基準の見直しの方向性について御審議いただき、次の 1. 及び 2. の方向性に基づき見直しを進めることが了承されたところです。

ついては、当該方向性を踏まえ作成した改正案及び改正後の類似基準の導入方法について意見募集を行うこととなりました。

類似基準の見直しの方向性

1. 複数の類に及ぶ類似関係については、特に、現在も類似関係にあるか詳細に見直しを図り、類似関係や取引実態が希薄なものと判断される場合は例示から削除する等により、複数の類に及ぶ類似関係の縮小を図る。
2. 類似基準の見直しによって、これまで登録できていたものが、他人の権利と類似することとなり登録できなくなるような見直しについては、企業のブランド戦略に支障が生じないように、業界の意向や審判決の動向を踏まえ、必要最小限の範囲にとどめる。

つきましては、下記の要領で意見募集を行います。

なお、御意見に対して個別の回答はいたしかねますので、あらかじめその旨御了承願います。

【意見募集の対象】

1. 「類似商品・役務審査基準」における商品・役務の類似範囲（類似群コード）の見直しに係る改正案

改正後の類似基準につきましては、ニース協定に係る国際分類第 10 版の発効の日から適用することを予定しておりますが、今般の意見募集においては、類似範囲のグルーピング状況を理解して頂くため、便宜上、現行の国際分類第 9 版に対応した類似基準を元に、商品・役務の具体的な類似範囲（類似群コード）の見

直し案を作成しております。実際の適用に際しては、この意見募集を経た上で決定する商品・役務の具体的な類似範囲（類似群コード）の変更状況を国際分類第10版に対応した類似基準に組み換えた形で適用することとなります。

（参考資料）

- （１）「類似商品・役務審査基準」の改正案の主な内容（省略）
- （２）「他類間類似商品・役務一覧表」の改正案（省略）
（複数の区分に及ぶ類似関係を類似範囲（類似群コード）ごとにまとめたものです。当該資料も、便宜上、現行の国際分類第9版に対応した類似基準を元に作成しています。）
- （３）現行の類似基準
現行の類似基準は、特許庁ホームページでも公表しておりますので、御利用ください。（http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/ruiji_kijun9.htm）

※ 資料のコピー依頼、郵送及びFAX送付依頼については応じかねますのであらかじめ御了承ください。

2. 改正後の類似基準の導入方法について

改正後の類似基準については、国際分類第10版の発効の日から施行する予定ですが、その過渡期においては、審査の安定性や予見可能性等の下記の理由から、当該施行日前の出願に限っては従来どおりとし、改正後の類似基準は当該施行日以降の出願について適用することとしたいと考えております。

ただし、商標法第4条第1項第11号の規定に該当するか否かの判断時期は査定時が原則ですから、当該施行日前の出願を施行日後に審査する場合、その審査の過程において、出願人等により取引実情が主張・立証された場合には、査定時との原則により当該査定時の取引実情を参酌して、商品・役務の類否判断を行うこととします。

理由

類似基準は、「推定」される商品・役務の類似関係を示したものであるところ、施行日後に査定する出願の全てに改正後の類似基準を適用した場合には、施行日前の出願の出願人にとっては、コントロールできない査定のタイミングによってどちらの基準が適用されるかが変わってしまい、出願人にとって類似基準の最大のメリットである出願の予見可能性が損なわれたり、同じ内容の出願であっても、査定時のタイミングが施行日の前後のいずれになるかで、登録の可否が変わりうる等、適用関係が複雑になり、混乱を招くおそれがあります。

このような事情を踏まえ、改正後の類似基準の導入の過渡期に限っては、予見可能性の観点から、審査期間等によって左右されないように、施行日以降の出願について適用することが望ましいと考えます。

【意見募集にあたっての注意】

(1) 類似基準を見直し、新しい類似基準による審査を行うためには、既登録商標（約 170 万件）のうち改正された類似群に関するすべての既登録商標及び出願商標の個々の類似群データを改正後の類似群データに付け替えるデータ整備が必要となります。仮に、今般の改正案に従って整備作業を行った場合であっても、そのデータ整備作業にはおよそ 2 年程度の期間を要すると想定されます。加えて、ニース協定に係る国際分類第 10 版の発効が平成 24 年 1 月に予定されていることをも考慮すると、新しい類似基準は、国際分類第 10 版の発効に合わせて導入することが適当と考えております。したがって、今般は、データの付け替え作業の必要性から、国際分類第 10 版に対応した類似基準の改正作業に先行して、データ整備に影響のある事項について意見募集を行い、その結果を踏まえ、類似範囲を確定した上で、データ整備を進めていきたいと考えております。

(2) 一方、商品又は役務の属すべき区分や表示振り等（当該データ整備に影響がないもの）については、今後のニース協定に係る国際分類第 10 版の動向をみる必要があることから、国際分類第 10 版の内容が定まり、これに即した類似基準の策定まで検討を継続していく予定です。このため、前述の商品又は役務の属すべき区分や表示振り等については、今回の意見募集の対象とはなりません。

【意見募集要領】

1. 意見募集期限

平成 21 年 11 月 26 日（木）※郵送の場合は同日必着

2. 意見提出方法

(1) 様式

意見提出用紙（省略）に必要事項を記載して、提出してください。

(2) 提出書類

意見提出用紙（省略）の様式による書類に加え、御意見の裏付けとなる資料がございましたら併せて提出くださいますようお願い申し上げます。

(3) 提出先

いずれの件名も「類似基準に対する意見提出」としてください。

(i) 電子メールの場合

電子メールアドレス：PA1T00@jpo.go.jp

意見提出用紙（別紙 3）を添付してお送りください。

(ii) 郵送の場合

〒100-8915 東京都千代田区霞が関 3-4-3

特許庁 審査業務部 商標課 商標審査基準室 意見募集担当者あて

(iii) ファクシミリの場合

ファクシミリ番号：03 (3580) 5907

特許庁 審査業務部 商標課 商標審査基準室 意見募集担当者あて

3. 意見の提出上の注意

(1) 意見記入要領（意見提出用紙（省略）に従って記入してください。）

○ 提出していただく意見は日本語に限ります。

○ 氏名、連絡先（電話番号、お持ちであればFAX番号及び電子メールアドレス）、職業（または所属団体）を明記してください。御意見を十分把握するため連絡を取らせていただくこともあります。

○ 御意見の概要及びその理由を必ず御記入ください。

※ 御意見の提出に当たっては、その理由を具体的に記載するとともに、必要に応じてそれを裏付ける参考資料を併せて提出くださいますようお願いいたします。

(2) その他

○ 皆様から頂いた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、御意見に対して個別の回答はいたしかねますので、あらかじめその旨御了承願います。

○ 提出いただきました御意見につきましては、氏名、住所、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

○ 御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。